


所管部課	文書課(固定資産評価審査委員会)	部長	阿部 晴彦	
件名	東大和市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要旨				
(1) 改正要旨 固定資産評価審査委員会条例(例)の一部改正がされたことに伴い、審査申出書及び口述書への押印の見直しを行うものである。				
(2) 主な改正内容 ア 審査申出書への押印の義務付けを廃止する。 イ 口頭審理における口頭による証言に代わる口述書への押印の義務付けを廃止する。				
(3) 施行日 公布の日				
(4) 影響及び効果 審査申出書及び口述書への押印が不要となり、審査申出人等の事務手続上の負担が軽減される。				
2. 経過(現時点に至るまでの経過) 令和3年3月31日 市(町・村)税条例(例)等の一部改正について(令和3年3月31日総税市第13号総務省自治税務局長通知)が発出される。				
3. 留意事項(問題点等) 文書課審査済み。				
4. 主管部処理案(検討結果等) 第2回市議会定例会への提案準備を進める。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。